

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
2月15日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一

保安林予定森林(森林整備課).....二

山陽小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業の終了の認可(都市計画課).....二

周南都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三

道路の位置の指定(建築指導課).....三

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課).....三

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課).....四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(五件)(県民生活課).....五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....六

一般競争入札の実施(都市計画課).....六

公安委公告

一般競争入札の実施.....八

山口県告示第四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療



機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

医療機関名	所在地	廃止年月日
医療法人和同会常盤台病院	宇部市野中一丁目三番二六号	平成二四、七、一
医療法人社団金丸内科	中央町一丁目四番一六号	九、三〇
山本整形外科医院	大字東須恵一〇〇九の一	一、一八
野村整形外科医院	山口市青葉台三番三二号	三、三〇
清水医院	長門市油谷新別名二二一七	七、三一
板垣外科医院	周南市桜木一丁目五番一六号	一、一五
椋山歯科医院	山口市駅通り二丁目二番二四号	一〇、一四
新川薬局	宇部市中央町一丁目四番一五号	〃
日之出薬局	熊毛郡田布施町大字下田布施七〇	八、三〇

指定訪問看護事業者等 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 名称	所在地	廃止年月日	
医療法人博正会	柳井市中央町一丁目一〇番一七	訪問看護ステーションオリーブ	柳井市中央町一丁目一〇番一七	平成二四、九、三〇

山口県告示第四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

施術者の氏名	施設名称	所在地	指定年月日
河内 章	河内整骨院	岩国市岩国三丁目一四番三八	平成二五、一、四

山口県告示第四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

長門市三隅下字ヨツテ二の一、二の一、字百合野二二の一、二二の三、一八四の一、一八四の二五、一八四の二〇、一八四の二一

美祢市東厚保町山中字西ノ浴七五、七七、七九、五九四の二(次の図に示す部分に限る。)、字松尾四九五の一から四九五の六まで、東厚保町川東字万竹一二九六(次の図に示す部分に限る。)、三〇五七、三〇六一の一、三〇六六の一、三〇六八、三〇六九、字風呂ヶ迫二六五五、二六五六の一、二六八四の三、字平石二七二六、二七三一、二七三五、字高二八一五の一、二八二二、字岩ヶ河内二八六九の一、字僧都三〇四一の二、西厚保町原字下草場一三三八、二二五五の一、二二五五の二、字草場一三四九から一三五二まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市東厚保町山中字西ノ浴七五・七七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、五九四の二、字松尾四九五の一から四九五の六まで・西厚保町原字草場一三五〇・一三五一(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐下字船浴三三六の一、三三七、三三八、字下建一三九二の二四から一三九二の三九まで

萩市大字紫福字市良ヶ原一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一、字奥ノ浴一三〇〇の四、字上市郎ヶ原五五〇の一、字下市郎ヶ原五五二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐下字船浴三三六の一・三三八・字下建一三九二の二四・一三九二の三九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

萩市大字紫福字市良ヶ原一〇一の一・字奥ノ浴一三〇〇の四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき、山陽小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 土地区画整理事業の名称

山陽小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業

二 施行地区

山陽小野田市日の出二丁目の一部

三 施行認可の年月日

平成十八年六月六日

四 施行者の名称

アイナガサワ株式会社

杉山 智通

五 事業施行期間

平成十八年六月六日から平成二十五年四月三十日まで

六 終了認可の年月日

平成二十五年二月十五日

山口県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 施行者の名称

下松市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業三・四・二百十八青木線

三 事業施行期間

平成二十一年四月三日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

下松市望町二丁目、望町三丁目及び望町四丁目

山口県告示第五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地

山陽小野田市日の出二丁目一八三四の四及び一八三四の四地先

幅
(メートル)

四・〇

延
(メートル)

一三・三

道路の敷地となる土地の面積
(平方メートル)

五三・三二

山陽小野田市大字埴生字系根二〇七八の一の一部二〇七八の五六、二〇七八の五七及び二〇七八の七地先

五・〇～六・〇

一八八・六

一、一一二・一七

山口県告示第五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、平成二十五年度において県が発注する業務（県庁舎等の清掃に係るものを除く。）の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七条の四（政令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、電子県庁基幹システム再構築業務、漁業調査船くろしおの中間検査業務、周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務並びに県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の

時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十五年六月中に同年十月一日から平成二十七年九月三十日までの期間に係る資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

山口県告示第五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十五年年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四(政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	電気 ネットワークパソコン 山口県ウェブサービス提供システムに係るサーバ等 サーバ用プリンタ 灯油 県立学校コンピュータ教室用機器 運転免許証更新時講習用教本 ICカード化運転免許証用ICカード ガソリン 交通信号灯器 警察情報ネットワーク端末装置 当直用寝具 集合教育用四輪運転シミュレーター 通信指令システム 初動捜

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十五年六月中に同年十月一日から平成二十七年九月三十日までの期間に係る資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。



(四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年四月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 ライトアップ周南
 代表者の氏名 加藤 隆之
 主たる事務所の所在地 周南市二番町三丁目三四番地の一定款に記載された目的

三 広く一般市民を対象に、まちづくりに関する事業を行い、市民や学生などが社会に

査支援システム

自ら考え参加する市民文化を形成し、周南地域の地域活性化及び市民社会の発展に寄与すること。

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口バイオマス利用研究会
代表者の氏名 渡邊 最昭
主たる事務所の所在地 周南市大字夜市一四九〇番地
- 三 定款に記載された目的
バイオマスの利活用に関する研究、実践及び環境教育に関する事業を行い、地球環境の保全、地域の産業の発展、雇用の創出等に寄与すること。

(四三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年三月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

- 平成二十五年二月十五日
- 山口県知事 山本 繁太郎
- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人防災ネットワークうべ
代表者の氏名 三浦 房紀
主たる事務所の所在地 宇部市常盤台二丁目一六番一号

(四四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十五年三月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

- 平成二十五年二月十五日
- 山口県知事 山本 繁太郎
- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ふれあい岩国福祉会
代表者の氏名 石部 壽雄
主たる事務所の所在地 岩国市今津町二丁目六番八号

(四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十五年三月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

- 平成二十五年二月十五日
- 山口県知事 山本 繁太郎
- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人森林の里
代表者の氏名 吉田 正勝
主たる事務所の所在地 光市大字岩田一〇四二番地の二二

(四六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年三月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課

及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人やまぐち健康福祉ネットワーク機構
代表者の氏名 奥田 昌之
主たる事務所の所在地 宇部市東小串一丁目一番三六号

(四七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年四月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人市民活動さぽーとねっと
代表者の氏名 於土井豊昭
主たる事務所の所在地 防府市大字伊佐江八五九番地の二一

(四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月十日山口県公告(三二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年二月十五日から同年三月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ新南陽店
所在地 周南市政所二丁目二番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称及び数量
周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式
- (二) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 履行期間
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間
- (四) 履行場所
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百七十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 政令第六百七十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二十七号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十二号)に基づき資格審査において、産業廃棄物(収集・運搬)及び産業廃棄物(処分)について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可(汚泥に係るものに限る。)及び同条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可(汚泥の中間処理に係るものに限る。)を受けている者であること。

(五) 平成二十五年二月十五日から同年三月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成九年四月一日から平成二十五年二月十五日までの間に、地方公共団体の委託を受けて下水道施設において生じた脱水土泥を堆肥化して販売した実績(堆肥化又は販売を委託した場合を含む。)を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課調整班

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部都市計画課流域下水道班(光市大字浅江字懸山九二九番二二五)において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、一トン当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部都市計画課調整班

(三) 受領期限

平成二十五年三月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年三月二十九日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

平成二十五年三月二十九日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十五年二月二十八日午後五時十五分までに山口県土木建築部都市計画課調整班に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十五年三月十四日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し

3 二の(六)に掲げる実績について記載した書類

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課調整班（電話〇八三一九三三一一七二〇〇）に問い合わせる事。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Transportation and processing of dehydrated sludge from the Shunan Water Treatment Center
- (3) Term of the contract: From April 1, 2013 to March 31, 2014
- (4) Place of the performance of the service: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3720)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 28, 2013 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., March 29, 2013)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年二月十五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

- (一) 物品等の名称
ガソリン
- (二) 物品等の予定数量
二百八十一キロリットル
- (三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十三年山口県告示第二十七十一号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十五年山口県告示第五十三号）に基づく資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成二十五年二月十五日から同年三月二十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十五年三月二十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年三月二十八日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十五年三月二十八日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三〇一一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and planned quantity of the products to be purchased: Approximately 281 KL of regular gasoline

(3) Term of delivery: From April 1, 2013 to March 31, 2014

(4) Delivery place: The place designated by person in charge of contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 27, 2013 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., March 28, 2013)

一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる物品等の借入れ

物品等の名称及び数量

当直用寝具 五百二十組

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部庁舎ほか百箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示に基づく資格

審査において、寝具類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十五年二月十五日から同年三月二十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十五年三月二十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年三月二十八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十五年三月二十八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三〇一一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: 520 sets of bedding

(3) Use term: From April 1, 2013 to March 31, 2016

(4) Use place: Yamaguchi Prefectural Police Headquarters Office, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City and 100 other places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 27, 2013 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., March 28, 2013)

一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる物品等の購入

(二) 物品等の名称

ICカード化運転免許証用ICカード

(三) 物品等の予定数量

二十二万五百枚

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県総合交通センター、山口県岩国警察署及び山口県下関警察署

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示に基づく資格審査において、警察用品について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十五年二月十五日から同年三月二十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、九百枚当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十五年三月二十八日正午（入札書を持参する場合は、平成二十五年三月二十八日午後三時）

六 入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十五年三月二十八日午後三時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一九七三一二九〇〇）に問い合わせること。

十一 Summary

山口県警察本部警務部会計課

平成二十五年三月二十八日正午（入札書を持参する場合は、平成二十五年三月二十八日午後三時）

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

山口県警察本部警務部会計課

山口県警察本部警務部会計課

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: IC cards for IC drivers' licenses, 220,500 sheets
- (3) Delivery period: From April 1, 2013 to March 31, 2014
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center, Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station and Yamaguchi Prefectural Shimonoseki Police Station
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)
- (6) Time-limit for tender: 12:00 Noon, March 28, 2013 (In case of bringing a tender : 3:00 P.M., March 28, 2013)

平成二十五年二月十五日印刷

発行人所

山口県知事庁